

〈社会経済思想史研究の現状〉

熊澤蕃山における商業批判

——蕃山・徂徠・春台における商業批判(1)——

山 口 直 樹

Ⅰ. はじめに

元禄繚乱と称されるほどの栄華を極めた元禄年間からの度重なる貨幣改鑄による経済の混乱，享保年間に入っの急激な米価下落と物価の高騰は，経済的基礎を自然経済に置き，貨幣経済においては純粋な消費階級を演じていた武士階級に大きな打撃を与え，商人の台頭と武士の困窮が重大な問題となった。

この問題に対し，貨幣経済を批判し武士階級の自然経済への復帰を強く説いたのが荻生徂徠（1666-1728）と太宰春台（1680-1747）の師弟である。徂徠と春台は共に武士の困窮が，城下町集住や参勤交代制による江戸定府に起因する武士階級の貨幣経済への巻き込まれによって起こったものであり，これを解決するために，徂徠は，戸籍による都市住民の統制，制度による消費の統制，幕府などが商人から物品を「お買い上げ」する，すなわち，貨幣によって購入するのを止めることを勧め，春台は，年貢米以外の収入を基本的に持たない武士階級のために，金銀と共に米を貨幣として流通させる米穀貨幣の導入を説き，更には，両者共に，武士階級の都市居住を止め，知行地である農村に土着させて，貨幣経済から脱却することを求めたのである。

しかし，これらの主張，特に武士の困窮についての分析と，米穀貨幣，武士土着については，徂徠，ましてや春台の独創ではなかった。『政談』（c. 1726），『経済録』（1729）を遡ること凡そ40年，未だ元禄の栄華を経験していない貞享

学或問』（c. 1686-7）の中に既に見出されるのである。

この論文では，この蕃山—徂徠—春台と連続する商業批判について，先ず熊澤蕃山の所論について，『大学或問』を中心に検討するとともに，徂徠との比較において，その特質について考察したい。

Ⅱ. 仁政と富有

貞享三（1686）年から同四（1687）年の間に，蕃山は，内憂外患，すなわち上下困窮と清朝による大陸統一の完成（1683）¹⁾に対する危機感に迫られ，幕府に献上すべく『大学或問』（以下，『或問』と略す）を執筆した²⁾。この書は，二十二の問答³⁾によって構成されているが，そ

1) この年，台湾の鄭氏政権が清朝によって滅ぼされた。これによって，1662年に明朝を滅ぼし，1681年には1673年から続いていた三藩の乱を平定した清朝が大陸統一を果たした。これら大陸状況についての情報は，長崎に渡来する中国商人，朝鮮や琉球の使節やオランダ商館長から伝えられていた（高埜〔1994〕，5）。

2) 蕃山の抱いた清朝への危機感については，吉田俊純の指摘を参照せよ（吉田〔2005〕，78-81）。

3) 因みに，各問答の目録は以下の通りである（熊澤〔c. 1686-7〕，409-10）。(1)人君天職の事。(2)人臣天職の事。(3)拝昌言事。(4)富有大業の事。(5)諸国水損のうれへなく日損すくなかるべき事。(6)北狄の備，其外不意のたくはへ，凶年のすくひも，富有大業の一事なる事。(7)公儀の御蔵に金銀米穀充滿，国主・城主共に五穀無置所やうに沢山に可成事，付，五穀如水火にして，不仁者なく盜賊なかるべき事。(8)世間借金かし主迷惑せず，残らず

の基調は松浦玲が言うところの「仁政願望」に貫かれていた(松浦〔1973〕)。

その第一の問答は、「人君天職の事」である。この問答で人君の天職について、蕃山は「人民の父母たる仁心ありて、仁政を行ふを天職とす」(熊澤〔c. 1686-7〕, 411)と述べ、続いて「人君仁心ありといへども、仁政を不行は徒善なり」(411)、すなわち、人君の徳性だけではなく、具体的な政策として仁政が行われなければ意味がないと、政治を道徳から独立させる。それでは、人君が仁心を持っているだけに留まらず、仁政を行うにはどうすればいいか。これについて、先ず、「仁政を行ふ事は、其人を得るにあり。賢者を位に置、本才ある人に国政をとらしめ、能者を諸役に命ずる時は、君の仁心ひろくなりて、仁政行はる」(411)と、人材を適材適所に登用することを求めた。続いて、第四の問答である「富有大業の事」において、「仁政を天下に行はん事は、富有ならざれば不叶」(415)と、仁政を行うには、人君が富裕にならなければならないと説く。この理由について、蕃山は次のように説明する。

仁君の政には先此無告の者をすくひ給へり。今の無告の至極は浪人なり。度々の飢饉に餓死せるもの数をしらず。豊年にして米下直にても、勝手尽果ぬれば益なし。毎年人しらず餓死せるもの多し。此本は国

相済、天下無借銀になるべき事。(9)諸浪人不残在付、遊民并に産なきものかたづき、困窮人尽くすくはるべき事。(10)諸国山林茂り、川深く可成事、付、民困窮故山川荒る事。(11)上の御冥加損益の事。(12)農兵の昔にかへるべき事。(13)地なし高をやめ、并に新加・加増に仁政ある事。(14)異国の糸・巻物地能下直に可成事、付、十年十五年の間には、日本の糸綿多くなり、よき絹可出来事。(15)吉利支丹の法断絶の事。(16)仏法再興の事。(17)神道再興の事。(18)賢君日本再興の事。(19)学校の政の事。(20)学校の師となすべき事。(21)小恵ながら益あるべき事。(22)諸国米穀捨り候事。

主・郡主不勝手にて、家中を扶持はなし、其上に家中の物成少くなれば、又家中の家来をも扶持はなす故也。其外眼前多く出来る諸浪人は、人の知る所なり。諸大名・諸家中身上不相応の借金にてすべきやうななければ、つよきと思ひながらも、民に取事年々に多し。此故に、民間の借物分に過多し。すべて今の世の中は、貴賤共に借金のおひ倒れといふもの也。武士・百姓つまりたれば、工商も困窮す。是天下の困窮也。(415-6)

上において、蕃山は、(1)仁政の第一は、「誰をたのみ、何方へよらむ便なく、何をして父母・妻子ともに一生をおくるべきやうなきもの」(415)である「無告の者」を救済すること、(2)その無告の者の至極である浪人は、人君の財政難による人員整理によって生じたものであること、(3)人君の財政難は過剰の債務を生み、農民への収奪強化を招いて、農民も過剰債務に苦しむこと、そして、(4)士農の困窮は、工商の困窮を招き、結局、社会全体が困窮してしまうと指摘するのである。(4)については、同問答のなかで、「士民つまりたればあきなひなし。工商も亦困窮す」(417)、つまり、消費者である武士と農民の購買力の低下が消費を冷え込ませ、工商階級の困窮を招くというのである。

このように、蕃山は、人君の財政難が社会全体の困窮を招くことから、人君は富裕でなければならず、政とは何ぞやという問いに、「富有也。(中略)大道の富有は、国君富有なれば一国悦び、大君富有なれば天下悦ぶ。大富有なれば也」(416)と答えるのである。

Ⅲ. 困窮の原因

それでは、蕃山はこの困窮がいかんにして起こったと考えたのであろうか。これについて、蕃山は、食糧が十分にある豊年において武士が

困窮するのはどうしてかと問いを立てる。そして、『或問』に先行する主著である『集義和書』（1672、以下『和書』と略す）において、次のように既にその理由について説明している。

問。後世、豊年ありて食足ときは、士困窮し、凶年にして食不足ときは、民餓、上下かはるがはる苦て、位づめに乱世と成ものあるは、何ぞや。

云。此そのより来る所余多ありといへども、其大本三あり。一には、大都・小都共に河海の通路よき地に都するときは、驕奢日々に長じてふせぎがたし。商人富て士貧しくなるものなり。二には、粟を以て諸物にかふる事次第にうすくなり、金銀錢を用ること専なる時は、諸色次第に高直に成て、天下の金銀商人の手にわたり、大身・小身共に用不足するものなり。三には、当然の式なき時は、事しげく物多くなるもの也。士は禄米を金銀錢にかへて諸物をかふ。米粟下直にして諸物高直なる時は用足ず。其上に、事しげく物多ときはますます貧乏困窮す。（熊澤〔1672〕、249）

このように、蕃山は、(1)都市が奢侈を増大させ、(2)貨幣経済の浸潤により、物価が高騰し、(3)消費に対する統制を欠くことで奢侈が進み、扶持米を金銭に交換しなければならない武士は、米価安の諸色高になると困窮し、奢侈の進行によってより困窮すると、三つの原因を挙げている。そして、これらの原因によって、「士困ずれば民にとること倍す。故に豊年には不足し、凶年には飢寒に及べり。士・民困窮すれば、工・商の者粟にかふべき所を失ふ」（249）と、前節で見た『或問』と同じく、武士の困窮と収奪の強化が社会全体の困窮へと繋がると見るのである。これに続けて、『或問』には見られない商人批判を行う。すなわち、「ただ大商のみますます富有になれり。これ、財用の権、庶人

の手にあればなり」（249）、社会全体が困窮する中で、経済を左右できる力を有する大商人だけが繁栄するというのである。これは、既に引用した「諸色次第に高直に成て、天下の金銀商人の手にわたり」（249）とあるように、蕃山は詳しく述べている訳ではないが、この一文を推し量るに、物価の高騰が商人の価格操作によるものであるということを考えているのであろう。つまり、都市生活と消費に対する統制の欠如が奢侈の蔓延を招き、武士階級が貨幣経済に巻き込まれ、物価高騰と米価下落の中で困窮に陥り、社会全体を困窮させ、僅かな大商人が利益を縦にしていると、蕃山は当時の経済状況について考えているのである⁴⁾。

『或問』においては、蕃山はまず豊年において、武士階級、そして社会全体が困窮するメカニズムについて次のように説明する。

近年豊年故、武士も民もますます困窮す。士民つまりたればあきなひなし。工商も亦困窮す。浪人は米下直にてよきやうなれども、大身・小身詰りたれば、合力も成がたく抱へらるる事も稀に、浪人するものは多し。其日過の者はよき様なれども、士農工商ともにつまりたれば、やとふ者少なし。此惣詰りは、米少し多く成たる故也。（熊澤〔c. 1686-7〕、417）

つまり、豊年による米の市場への供給量の増大が米価の下落を招き、武士の困窮が社会全体に及ぶと言うのであり、結局は、米価が問題となる経済、米と貨幣を交換しなければ生活できない経済のあり方が問題であるというのである。

このように、蕃山は、武士の困窮とそれに起

4) 蕃山の観察に反して、実際には米価は一七世紀を通して上昇しており、1660年代から元禄年間にかけては横ばい状態であって、蕃山の述べる「米価安の諸色高」が問題になるのは、享保七（1722）年以降であった（速水・宮本〔1988〕、64-7）。

因する社会全体の困窮は、武士階級の貨幣経済への巻き込まれによるものであると考えていたのであった。

Ⅳ. 解決策

蕃山が、当時の社会の困窮の原因が、武士階級の貨幣経済への巻き込まれによるものであると考えたのを見たが、これに対して、蕃山はどのような解決策を考えたとすると、主に二つ挙げられる。一つは、米穀貨幣論、もう一つは武士土着論である。

1. 米穀貨幣論

『或問』において、蕃山は米が無駄になることで米価の下落が食い止められており、豊年が社会全体の困窮に繋がる不自然な経済の在り方は、武士階級が貨幣経済に巻き込まれ、扶持米を金銭に交換しなければならず、市場への米の供給が過剰になっていることに起因するとして、米穀そのものを貨幣とすることを説く。すなわち、

今は金銀銭の通用なる故、米を売らでは公役も何も調らず。此故に大坂・江戸の津にては、売米のみみちみちて買者少なければ、下直に成て、諸人困窮す。根本国々の米は、思ひの外にすくなし。米の直段を銭のごとく定て、京・大坂・江戸・諸国共に諸色を米にて売買し、呉服所をはじめて、米にて渡さば、其下の職人にも米にて渡し、諸物米にてかふべし。東国衆の京の買物、西国衆と米為替にもなるべし。(419)

と、米の生産量そのものが多いのではなく、飽くまでも市場への供給が過剰であるために、米価が下落するのであるから、米価を公定し、米を金属貨幣を媒介せずに諸物品と直接交換できるようにする事で、米に金銀銭同様の流動性を

与え、金銀銭に対する価値の下落を防ぐべき事を勧め、また、関東一関西間のような遠方の取引には、米を決済手段とする為替の使用を提案するのである。しかし、米穀のみを通貨とすべきというのではなく、「金銀銭はすたるべき歟」との問いに対し、「是も其ままつかはるべし。米金銀銭きらひなく取遣するときは、いづれも用に立つなり」と、金属貨幣の利便性を認め、併用を説いてもいる(419)。

延宝八(1679)年までには出来ていたという『集義外書』には、この米穀通貨論についてより詳しい議論が行われている。そこでは主に、貨幣と米穀の価値の比較、米穀通貨論の概要、そして、その利益について論じられる。

① 貨幣と米穀の価値の比較。蕃山は、貨幣と米穀の存在意義について、「民のための宝は五穀なり。金銀銭などは五穀を助くるものなり。五穀に次たり」と、貨幣は五穀を補うものであって、五穀の方が貴重であるとし、その理由として、「軍陣に多く用る物は米なり。飢饉の年、金銀は食とならず。金銀を懐きて餓えて死したる者多し」、米穀は食糧であり、戦時や飢饉に際して、貨幣は無用であることを挙げる。ここから、「故に明主は、五穀を民のために、多く蓄へさせて、万の売買物も五穀にてすれば、民間に五穀充ち満ちて在り」として、売買にも米穀を遣い、常に米穀を備蓄すべきことを論じる(熊澤 [c. 1679], 191)。

② 金属貨幣の弊害。更に進んで、蕃山は金属貨幣の弊害について次のように論じる。

夫れ金銀、珠玉・銭物を用る事多くして、五穀少き時は、人民多欲なり。善人を宝とせずして器物を宝とする時は驕奢なり。此故に善政は、粟を以て万の物に換ゆるなり。(中略) 舂つかひ止みて金銀銭を以て、万の売買をなす時は、収め蓄へて、広く用をなしよき物なれば、制すれども驕り生ず。

諸職皆美を尽さん事を欲す。故に商人富に過ぎて、士貧し。士貧乏なれば、民に取る事益々多し。民と士と困窮する時は、商ひ少くなり行きて、多くの商人・職人餓えに及びぬ、集る処は天下に数少き富人の手のみなり。(133-4)

金属貨幣を用いて、米穀を用いない場合は、人々の欲望が促進され、金属貨幣の利便性から経済規模が拡大して奢侈が進み、物事が華美に流れる。これによって、上に見たように、武士階級を発端として、大商人を除く社会全体が困窮に陥るというのである。

また、蕃山は、武士の困窮による農民への収奪の強化と米の分配の不平等による不利益について指摘する。

金銀、下に多くなれば天下衰微する事あり。如何となれば金銀多ければ奢長ず。奢長ずれば民に取る事多し。後には米は大方、上へ取られて、民の食、牛馬に同じ。(中略)米の集る津には沢山なれども、国々所々には、尽く取り上げられて米無し。国に兵乱の事あれば、軍兵の扶持米無く、津々より米を取返さんとすれば、米俄に高直に成て、盜賊所々に起り、小乱も大乱となりしたためしあり。さなくとも、少し不作続けば米高直になりて、貧賤の者餓死し、少し豊年続けば、米下直に成て、金銀不足し、諸侯・大夫・士、大につまりて末々の者、扶持放され、流浪人多し。(192-3)

- ③ 米穀通貨論の利益。このような弊害がある金属貨幣に対して、米穀通貨にはどのような利益があると蕃山は見ていたのか。これについては、「もみづかいに何の利ありや」という問いを立てて、次のように答えている。

十年過ぎても正実損せず。虫になって廃

る費なし。(中略)民の蔵納めに費なく、苦勞無きことは大なる助かりなり。小扶持方取などは加増を取りたるに当るべし。愈々五穀沢山になりて、邪心止むべし。(中略)大身・小身共に米を売りて、金銀とすつかふときは、米下直に、物高直になれば、大に迷惑す。故に米を費し、棄つる所多からでは払ひ所なし。粟遣となれば此憂ひ無き故に、米の廃り所無き政出来るものなり。然れば五穀水火の如く沢山になりて、不仁の者無く、侵し盗む者無し。(192-3)

「もみづかい」というのは単なる米穀通貨を言うのではなく、脱穀せず初のまま米を流通させることをいうのであるが、その利点は脱穀後の米と異なって、保存が利くということにあり、それによって、虫害などによる損失が無くなり、そして、金属貨幣から米穀貨幣が変わることで、米価維持のために米穀を無駄にする必要が無くなれば、米穀の量が増えるという点にあるとし、それは人々の邪心を止め、治安を向上させるというのである。

また別の箇所では、「五穀は多く持たれぬものなれば、五穀づかひにすれば、商の利をあみすること成り難し。故に物下直になりて奢長せず。士民共に豊かにして、工商常の産あり」(134)と、米穀通貨にすれば、物価が下落し奢侈も抑えられ、社会全体の利益につながると説いている。

しかし、米穀通貨には一つの問題点がある。それは、米穀生産量は年々変動し安定し無いため、それに伴い流通量も変化し、その価値が変動してしまう点である。この問題について、蕃山は『或問』の中で次のように答えている。

米の直段の定も、少し凶年に赴きなば世間の勢違ひて、五拾錢目を中分といひしも、五拾五錢目を中分とせでは成ざる事有べし。(中略)五六年の間の、三拾錢目余

四拾銭目までの米を、五拾銭目六拾銭目の間に定て余を積置給はば、たとひ凶年三五年つづくとも、七八拾銭目の高直には上るべからず。(熊澤 [c. 1686-7], 462)

つまり、蕃山は先行する箇所「問。米の直段はいかが。云。一石銀五拾目。今の中なるべし」(418)と、当時の平均価格である一石五十匁とすべきであると言いつつも、それが豊凶によって変動することを認めた上で、豊年時には退蔵し流通量を制限して下落を止め、凶年時には蓄蔵していた米を放出して高騰を防ぐことで、米価を五十匁から六十匁の間に安定させることを提案したのである。しかし、春台の常平倉論のように、誰がどのように行うかという点については明確ではない。

このように、武士階級の貨幣経済への巻き込まれによって生じた、米価下落と収奪強化による社会全体の困窮に対し、蕃山は『或問』では、金属貨幣と米穀（特に粳）を貨幣として併用することで、貨幣経済の仕組みそのものは変化させずに、自然経済とそれに基づく封建社会との両立を図ることができると考えたのである。しかし、これは飽くまでも妥協的な議論であって、その議論の根底にあったであろう『外書』においては、金属貨幣について、奢侈の進行と社会困窮の原因であると痛烈に批判し米穀本位の交換経済を提唱しており、その貨幣経済への批判は、更に徹底した武士の土着による貨幣経済からの離脱にまで論を進まざるにはおかなかった。

2. 武士土着論

折原裕は、商品経済への認識が進み、封建社会との矛盾が明確になって初めて、すなわち、武士階級のコントロールに対する商品経済の自律性が認識されて、武士土着論が登場するというのが（折原 [1995], 82, 87）、蕃山の武士土着論は、そのような認識に立って武士の自然経済への復帰を論じているだけではない。蕃山は、

社会の困窮が参勤交代や兵農分離という幕藩制国家における基本的システムに由来することを看取し、これを批判する一環として武士土着論についても論じたのである。

蕃山は、「諸侯不勝手にて、武士困窮すれば、民に取事つよくて、百姓も困窮す。士民困窮すれば、工商も困窮す」（熊澤 [c. 1686-7], 439）と、諸大名の疲弊が武士階級の困窮を招き、それが農民への収奪強化となって、社会全体の困窮をもたらすと指摘する。そして、鎌倉時代の京都大番役・鎌倉大番役の制度を引き合いに出して、暗に参勤交代による出費の多さを次のように批判した。「右大将家・北条・足利は伯者なり。中にも北条をすぐれたりとす。諸大名の在鎌倉三年に一度五十日と定めて、それさへ鎌倉にて費多からぬやうにと戒められたり。諸国の潤沢を鎌倉にてからさん事を恐れてなり。」(439) その上で、蕃山はこの鎌倉時代の制度を再び採用し、参勤交代制を三年に一度で在府五・六十日に緩和するように求める。そうすれば、「三十万石の国主、米五千石にて余りあらん」(430)、出費が大幅に削減されるというのである。そして、この江戸在府・参勤交代の出費の削減分を以て財政を再建し、それによって生じた貯蓄を利用して武士土着を行うべきであると論じたのであった。参勤交代について、辻達也は、幕府の所領給与に対する大名の軍役義務であり、これを諸大名の経済力削減をねらう策略というのは誤解であると指摘しているが（辻 [1974], 319-20）、参勤交代と江戸在府による財政への負担は大きく、例えば明暦元（1655）年の佐賀藩における参勤交代と江戸在府に要する費用は全体の48%を占めており、銀支出に限れば90%以上と（佐々木 [1974], 156, 丸山 [2007], 215）、大名を貨幣経済に巻き込む主要な原因となっていたことも事実であった。蕃山は、この過重な負担と社会的弊害に着目したのである。

また、蕃山はすでに『和書』において、農民

への収奪強化と社会の困窮の一因が兵農分離にあると次のように指摘している。

昔は農と兵と一にしてわかれず。軍役みな民間から出たり。武士みな今の地士といふ者のごとくなりき。今のごとく城下へ出て、屋形をならべ居ことはなかりし也。(中略) 恭儉質素にして驕奢なければついゑなし。十一にてみちたれり。今は士と民とわかれて、士を上よりふちする故に、知行といひ、ふち・切米といひ、多いる也。(中略) 農に兵なき故に、民奴僕となりて、とることつよく、いやしく成たり。君も士も民もはなればなれに成て、はてはては惣づまりになりて、乱世となる也。(熊澤〔1672〕, 398)

これによれば、蕃山は兵農分離の問題点を三つ挙げている。一つは、武士の城下町集住、都市生活による奢侈、二つには、武士の俸給生活者化による財政規模の増大、そして、三つには、農民の武装解除による隷従である。前二者が武士階級の貨幣経済への巻き込まれとそれによる困窮を招き、それが農民階級の弱体化と相俟って、隷従と収奪の強化を招き、上で見たような「惣づまり」、社会全体の困窮と、「乱世」、社会の混乱を生じさせてしまうというのである。

蕃山の武士土着論は、このような兵農分離の弊害を克服することを主眼とするものであり、単に武士が自然経済に復帰することで困窮を脱却することを論ずるのではなく、農民の負担軽減もその目的とするものであった。蕃山は「士も民も悦ぶやうになくなくてはかへしがたし」(熊澤〔c. 1686-7〕, 440) と、武士と農民双方の利益でなければ実現できないと言う。その証拠に、武士の土着が行われる前に、農民の生活再建が必要であると考えていた。そして、そのためには大名の財政再建が必須の条件だったのである。

前に云所の仁政行はれ、事調て後、又余りて置所なき米穀を以て農兵に返し給はん事易かるべし。是は士も民も悦ぶやうになくなくてはかへしがたし。先民間の借物返したまはり、質の田地取返し、売たる田地も上より元銀にて買戻し給はるべし。是買たるもの田畠多くば、売たる者のすくなき方へ給はるべし。若売たる者田畠猶多く、買たるものすくなきは、其まま買たるものの地と成べし。(440)

つまり、参勤交代制に伴う出費の大幅な削減と財政再建によって生じた余剰を用いて、農民の借金を返済し、質入されていた土地を取り返し、売り払った土地を買い戻し、土地所有の均衡を回復することで、農民の生活基盤を再建させることを、武士土着の前提としたのである。これは、寛永二十(1643)年に出された「田畑永代売買禁止令」によって耕地の所有権の移転が禁止され、寛文六(1666)年には田畑の質入に名主・五人組の加判を必要とするという法令、そして、寛文十三(1673)年、耕地の細分化を防ぐための「分地制限令」が出されたように、寛永飢饉(1641～2年)以来、困窮した農民が、田畑の売却、質入や耕地の細分化によって没落し、本百姓が地主と小作人に分化し、貧富の差が広がりつつある現状を踏まえたものであった⁵⁾。幕府の諸法令が、貢租負担者としての小農を維持することを意図したものであるのに対して、蕃山は民心の掌握を第一とし、下に見るような軍役負担者としての基盤を確保することを意図していた⁶⁾。実際においては、

5) 『外書』には、この状況を次のように記している。「凶年にて百姓(姓)の迷惑する時には、よき田地山林屋敷等を、下直に買得などして、富人はいよいよ身代よろしくなるものあり。」(熊澤〔c. 1679〕, 167, 括弧内引用者)

6) 衣笠安喜は、蕃山も小農民の確保による現物貢租收取体系の確保を意図していたと述べているが

地方知行制は農民への軍役負担の転嫁として労働地代搾取の必要性によるものであり、給人の恣意的な支配が問題となっていたが、この問題については、次の引用にもあるように、武士が自給自足の生活に入ることによって解決されると考えていたのではないか。

蕃山は、武士の土着に伴う変化を次のように述べる。

又士の心得にも、此後子々孫々生死を共にする譜代の民なれば、民の為あしからぬやうにたしなむべし。軍役は民をつれて出る事なれば、常に人を多くはかかへ置ず。二ッ成にても三ッ成にても足るべし。(中略) 少づつの手作りすれば、菜園の草を取やうなる事、慰の養生に下人の手伝いし、山野に猟し、川沢に漁し、風雨霜雪をいとはず、文武の芸をつとめ、君の干城となるべき武夫ならん。(中略) 子々孫々に至りては、士共に作人となりて、十一の貢に帰すべし。(440)

武士の土着によって、兵農分離の下で分断されていた武士と農民が再び主従関係を回復すると、武士は譜代の臣下として農民を良く統治するようになり、また、専従の下人が必要でなくなることから人件費が削減でき、その分貢租を減免できるようになる。また、農民と共に農耕し、自給自足の生活を確立できるようになれば、最終的には「十一の貢」⁷⁾、すなわち一公九民で

済むようになるというのである。

そもそも、蕃山は「近年ほど高免なる事は古来不聞事」(417)、「生民よりこのかた、中夏にも日本にも、近年ほど年貢多く取事なし」(429)と年貢負担の重さを問題としており、『外書』においては、次のように年貢收取における武士の酷薄さと農民の窮状を記している。

武士は常の禄あれば、たとひ凶年なりとて、難儀なるをいふばかりにて、饑寒には至らず。百性(姓)は年中辛苦して作出したるものを、のこらず年貢にとられ、其上にさへたらずして、未進となれば、催促をつけられ、妻子をうらせ、田畠山林牛馬までをもうらせてとらるれば、其百性(姓)家をやぶりて、流浪し、行方なきものは乞食となり、たまたま村里にはさまり居りといへども、凶年には餓死をまぬがれず。甚しきものは、有無の差別をもしらず、水ぜめ・簀巻・木馬などのせめをなす。これによりて、病づきて死し、或は病者になりて用にたたざるもあれども、いむ事なれば、うつたへもならず。(熊澤 [c. 1679], 167, 括弧内引用者)

すなわち、蕃山は、武士は俸禄があり、凶年でも飢え凍えることはないが、農民は収穫を全て年貢に取られ、その上、貢納が遅れれば催促され、家財や妻子を売り払って流浪を余儀なく

(衣笠 [1976], 84)、蕃山の年貢負担軽減の主張からすると妥当とは思われない。

7) 蕃山の著作には度々この「十一の貢」が出てくる。これは、『孟子』や『春秋公羊伝』といった儒学の古典に由来するものであるが、儒学者である蕃山もまたこれを理想の税率と考えていた。しかし、関東には年貢率が一割を切りながら、窃盗が横行することは何故かという問いに対して、「是も、徒善は政をするに不足といふものなり」(熊澤[1672],

297)と答えており、十分の一より低い年貢率に対しては否定的な評価を与えている。中村孝也は、「今の世の勢にて、十一の法はおもひもよらぬこと也」(熊澤 [c. 1679], 96)という一文を引いて、蕃山が十一の貢について、「今日は、時勢が変化せる故、到底、之を行ふべからずと」(中村 [1927], 994)と考えていたというが、蕃山は現状のままでは不可能であるといいつつ、それに続けて、農兵論を展開していることから完全にその可能性を否定したとは言えないのではないと思われる。

され、村に残っても病や飢えに倒れてしまうといい、酷い者は拷問すら行うという、過酷な年貢収奪とその悪影響を認識していたのである。

執筆時期は多少前後するが、先に『和書』から引用した一節も、このような認識の上に立ったものと考えられ、税率は本来一公九民が理想であるが、現在では六公四民であり、現状のままでは実現不可能である中で、これを実現するにはどうすべきかという問題提起に続くものであった。そして、その答えが「むかしのごとく農兵にかへし度事也」(熊澤[1672], 398), すなわち、兵農分離以前に回帰するということだったのである。そして、松浦玲が指摘するように、それは農民のために武士がかなりの負担を強いられる方法ではあったが、元禄十(1697)年に幕府が五百石以上の蔵米取りの俸禄を知行に切り替えた際に期待したような財政費用の削減によって藩財政の健全化に寄与し、武士は土着することで貨幣費用が減り、自給自足の生活を営んで貨幣経済から解放され、農民は過重な貢租負担を免れるようになるという「如何なる「人柱」も発生させない」(川口[1992], 39)制度であると、蕃山は考えていたのである。

このように、蕃山の武士土着論は単なる武士の救済ではなく、天下の「惣詰り」を解決し、大名から百姓にわたる全階級の「富有」を実現することを目標としたものであり、参勤交代制や兵農分離という幕府の政策への批判と密接に関わるものであった。参勤交代も兵農分離も都市や貨幣経済の存在を前提とするものであったから、武士階級の貨幣経済への巻き込まれを問題とする以上、そこにまで批判が至ることは当然であったと言えるだろう。しかし、参勤交代は幕府と大名の主従関係の表示であり、「大名知行制にもとづく分権性を克服して、集権的統治を実現するための楨榦」(丸山[2007], 5)であったし、兵農分離は領主権の一元化と主従制の強化を意図するものであって(尾藤

[1961], 269-70), とともに集権的封建制とも称される中央集権的な幕藩体制の根幹に関わる制度であった。これを批判することは、幕府に対して大名の、大名に対して武士の自立、分権を意味することであって、蕃山自身は否定しているが、「幕府権力の相対的弱化」(源[1980], 492)を志向するものであったのである。蕃山自身の意図がどこに置かれていたにせよ、このような議論が幕府の忌諱に触れることとなり処罰を受けることとなったのである。

V. 徂徠との比較 一自立と統制一

最後に、蕃山と徂徠の比較について述べておきたい。ともに武士の困窮が貨幣経済への巻き込まれによるものであると見抜き、自然経済への回帰を唱え、武士の土着を論じているのであるが、その議論は必ずしも連続したものではないことが既に指摘されている。

例えば、尾藤正英は、蕃山の武士土着論が「個々の武士に独立性の根拠を付与することを主眼としたもの」であるのに対して、徂徠の議論は「ただ「田舎の締り」をつけるために、いわば多数の地方行政官を配置しようとする意味のもの」として、蕃山の「個人主義的な戦国武士の伝統」と徂徠の「体制の保持を主とする立場」は対立していると見た(尾藤[1961], 273)。宮崎道生は、共に幕府への上書として書かれた『大学或問』と『政談』を比較した上で、経世論においては、「仁政」を標榜する徳治主義と「安民」を標榜する法治的統制主義との違いがあるとしつつ、(1)農兵制と武士土着論、(2)重農抑商策、(3)新学制の提唱、(4)宗教政策—社寺統制などの共通点があると認め、相違点については国内策と対外策に分かれ、国内統治策においては、参勤交代制や刑罰関係、統属関係について、蕃山が幕府を容認しながらも絶対視しなかったのに対して、徂徠は絶対視したことなどの相違点を挙げている(宮崎[1990],

513-25)。また、ナカイは両者の思想には二つの差異があると言う。一つは、経済観の差異であり、もう一つは思考の方向の差異である。経済観についていえば、蕃山が消極的な経済観に立って、消費レベルの縮小を唱えるのに対して、徂徠はより積極的に、社会の経済基盤の拡張を武士土着の目的の一つとしたことであり、思考の方向についていえば、蕃山が防衛問題に向かうのに対して、徂徠は社会秩序の確立を目的としたことである（ナカイ〔1994〕、308-9）。折原は商業に対する態度において、徂徠の主張が抑商的であるのに対して、蕃山は観農的であっても、抑商的な性格は弱いと指摘している（折原〔1995〕、90-1）。これらに対して、吉田俊純のように、その政策面における共通性が重要であり、理論面における違いを重視すべきではなく、むしろ理論面においても共通しているという意見もある（吉田〔2005〕、174）。

蕃山と徂徠の相違は、徳川綱吉からの將軍専制政治に対する態度に表れているように思われる。延宝八（1680）年に將軍の職に就いた綱吉は、就任早々大老酒井忠清を排斥し、賞罰厳明策により譜代勢力を圧迫して、幕政の主導権を掌握し、門閥政治から將軍の専制・独裁政治へと政治体制を転換させた。その中で、二十九件の改易・減封が、無嗣・刃傷・発狂以外の政治性のある理由において行われ、この内の二十一件が譜代に対するものであり、特に譜代に対して厳しく行われた。また、不正代官の厳正な処罰が行われ、綱吉の治世二十九年の間に三十四人の代官が死刑乃至免職となった。その半分以上が父祖以来の代官であり、多くが「世襲的に恣意的な地域支配を行ってきた」「これまでの幕府権力の妥協による中世以来の在地勢力の残滓であった」（高埜〔1994〕、7）。そのような代官を排除することで、年貢滞納の整理と幕府年収の一割に当たる中間搾取の排除が行われ、代官は幕府の徴租官僚化し、幕府権力が徴租関係を通じて、より直接的に農民を安定的

に支配するようになった（辻〔1963〕、43-70）。

このような諸政策に対して、蕃山は「公方様御不仁にてきびしき被成方多候」「公方様の御代に天下をも御失い可被成ほどの悪事を御似せ被成候は、君の悪をひろめ被成候にて候」と、自らの養子で旧主池田光政の実子である政倫（後の備前生坂藩主池田輝録）に宛てた書簡で「不仁」「悪事」と批判し、これをまねて、藩主権力の専制化をすすめ、藩の財政補填の為の農民に対する統制的施策を行う岡山藩政を戒めており⁸⁾、貞享元（1684）年八月六日に江戸城本丸で、綱吉の腹心であった大老堀田正俊が若年寄稲葉正休によって刺し殺された事件について、「其天罰にて堀田公もあのごとく凶死被成」（熊澤〔不明〕、166）と、その死が悪政に対する「天罰」であるとまで述べて、將軍や藩主への権力集中と統制の強化を批判したのである。蕃山は、「諸大名困窮すれば勢ひなくして、公方の御為却てよしと申説」（熊澤〔c. 1686-7〕、439）という大名の弱体化が幕府権力を相対的に強化するという議論に対して、上に見たように諸大名の困窮が社会全体の困窮を招くとして、むしろ参勤交代の緩和などによる幕府に対する大名への統制軟化の必要性を認めていた。また、中間搾取排除と代官の徴租官僚化による農民統制の強化については、「私欲不直」の代官と「不仁清直」の代官を比較して次のように述べている。

聞たる所は不仁にても清直なるはまされり。然れども、今君のため国のため民のためには、私欲不直の者にをとり。私欲の代官には、民まいなひて免をさぐれば、とかくつづきて居なり。私欲よりまいなひを

8) 貞享二（1685）年に当時の岡山藩主池田綱政に宛てた書簡には、藩政に対して詳細な批判を行っている（尾藤〔1961〕、234-5）。

うけて免をゆるすは不直なれども、民大に困窮せず。凶事おこらずしてゆがみなりにも無事なるは、乱世にはまされり。これ君のため国の為ならずや。(中略)己がまいなひをとらざるを以て清とし直として、世間になき様に自満して、身にくもりなきままにおそる所なく、上への奉公ぶりに、免をたかくあげ、米をつよくとれり。口事ざたなども、依怙なくすみやかに決断すれば、世間にほまれ有て、立身することあり。(中略)終には、村里あれ民困窮して乱逆の本となれば、是を下といふ也。(熊澤〔1672〕, 341)

つまり、自己利益のために恣意的な支配を行う代官が農民からの賄賂を受けて年貢を緩めることで、農民が困窮を免れることができるのに対して、官僚的な代官は賄賂を取らない代わりに、自分の立身出世のために、年貢收取を厳正に行い強化して、農民を困窮に陥らせるというのである。このように、大名や農民への統制の強化は社会の困窮を招くとして、蕃山は批判的な態度を取ったのである。

これに対して、徂徠は元禄九(1696)年8月22日より綱吉の寵臣であった側用人柳沢吉保(当時は保明)に召し出され、同年には既に綱吉に謁して、『書経』を講じており、綱吉政権の中枢に非常に近い場所に居た(平石〔1984〕, 42-69)。また、享保六(1721)年には、将軍徳川吉宗に『太平策』を上申し(132, 229-39)、同十(1725)年には『政談』執筆の直接的な機縁となった政策諮問が吉宗よりなされ(151-2)、同十一(1726)年に『政談』が完成したと推測され(159, 254-63)、それに関係してか、同十二(1727)年には吉宗に拝謁した。吉宗は、綱吉以来の将軍親政を継承強化し、地方支配機構の改革・粛清についても、綱吉以来の方針である代官の徴租官僚化を進め、享保四(1719)年の大量処罰で一応完結させており(辻

〔1963〕, 277-9)、徂徠は将軍専制・幕府集権を進める政権側の人間であったと言える。

このような立場に合致するように、丸山眞男によれば、徂徠の政治思想には、「政治的集中の要素が潜んで」おり、「絶対主義的観念—むしろ徳川氏本位であるが—の萌芽」が見られるのである(丸山〔1952〕, 136)。すなわち、丸山が引用しているように、徂徠は『政談』において、「天下ヲ知食ルル上ハ、日本国中ハ皆御国也」(荻生〔c. 1726〕, 306)と、将軍が日本全国の統治者であり、「日本国中ハ上ノ御心ノ儘成様ニナサレ置レザルトキハ、時ニ取テハ政道ノ指支ユル所アル」(411)と、将軍専制・幕府集権を正当化したのである。そして、更には、享保七(1722)年から同十五(1730)年まで八年間実施された上米制に対して、大名からの借り上げという方法を、大名に対して妥協的であるとして批判し、吉宗に幕府の中興としての気象が見えないとまで歎いたのであった(丸山〔1952〕, 137)。このように幕府中心的な発想に立つ徂徠は、大名について、百万石や四、五十万石は日本のような小さな国には大きすぎるとして、「大名ノ家、三十万石ヲ限ニ仕度事ナリ」(荻生〔c. 1726〕, 412)と大名の「平均化」とそれに対する幕府権力の強化を望んだのである。

また、代官については、徂徠はその職務について、「専民間ノ治ヲ第一トシ、農業ノ筋ヲモ、民ノ知ラヌ事アラバ是ヲ教ヘ、川除・堤普請ノ類ヲモ申附、盜賊・博奕等、邪宗・邪法ノ類ヲモ、是ヲ押ヘサスベシ」(362)と、農村・農民を全体的に統治し教導すべきであるといい、「年貢ノ取立ヨリ外ニ肝心ナルコトハナシト心得ルコト、以外ノ事也」(362)として、代官を単なる徴租官僚とすることについては批判的であった。その理由として、「総ジテ百姓ノ奢盛ナルヨリ、農業ヲ厭ヒ、商人トナルコト近來盛ニテ、田舎殊ノ外衰微ス。依之博奕・盜賊等止コトナシ」(362)と、身分の流動化による

農村の衰退と治安悪化を挙げ、代官は、徂徠が統治の基本とする「碁盤ノ目ヲ盛ル」(263)ように「田舎ノ締り」(296)を付ける、すなわち、地方行政官として、これまでのように農村の自治に任せるのではなく、「国ノ締り」(295)、国家全体における社会秩序確立の一貫として、「締リナクナリタル」(296)農村の統制を強化することが、その職務であるというのである。そして、武士土着論にもその一面があったことは、上に見たナカイの指摘の通りである。

蕃山と徂徠には多くの共通点⁹⁾が見られるとしても、上記のような幕府の大名政策・地方政策に対する意見の相違に見られるような明確な対立点があると思われる。それは、蕃山が、武士土着論の節でも見たように、幕府に対する大名、大名や武士に対する農民の自立という立場に立って、幕府や藩の専制を批判するのに対して、徂徠は將軍専制・幕府集権を肯定し、社会に対して全体的な統制を行うことを説く点である。この対立は、君主観(將軍と天下、大名と藩)と人民観(武士と人民)、そして、統治観の相違に由来するのではないかと考えられる。

蕃山の君主観と人民観については、階級の起源について論じた次の一文に明確に表れているといえる。

まづ人の初は農なり。農の秀たる者に、たれとりたつとなく、すべての物の談合をし指図をうくれば事調りぬる故に、其人の農事をば寄合てつとめ、惣の裁判のために撰びのけたるが士の初なり。在々所々ありて後、又秀たる者に、惣の士が談合しひきまはされて諸侯出来ぬ。又諸侯の内にて

大に秀たるあり。其徳四方へきこへ、をのをの不及所は此人より道理出る故に、寄合てつかねとし、天子とあふぎたるものなり。(熊澤 [1672], 147)

すなわち、蕃山によれば、人間は元来皆農民であって、農民の中から統治の才能と徳性を持った者が士として自然に選ばれ、士の中から諸侯が、諸侯の中から、その統率者としての天子が選ばれることで、階級が発生したのである。蕃山は、天子を筆頭とする統治者階級である士は、農民からその能力において、その職分として統治を委託されていると考えていたと見るべきであろう。それは、「農をたすくるもの」として「農のうちより工・商」を出したのと同じである(147)。もちろん、これは「たれとりたつとなく」というように、近代ヨーロッパにおける自然法思想のような、自然状態の農民が社会契約を結んで、士に統治を委任したと主張するのではないし、人民主権を叫ぶものでもないが、農民から統治を委託された以上、「君は人民有によりて君也。人民の心はなる時は独失也」(熊澤 [1690], 9)と、人民の信望を失った君主はその地位を失うといい、また、「国君といへ共民に次もの也」(熊澤 [1672], 303)といって、人民に対する統治者の権力の絶対性を否定した。ここから、君主と国家、天子と天下の関係も自ずから明らかであろう。すなわち、「天天下ノ衆ノ為ニ王ヲ置ク。故ニ天下ノ衆ノ心ハナルル時ハ天命ハナル」(熊澤 [1686], 404)、「天道天下の為に一人を立、一人の為に天下を与えず」(熊澤 [1690], 37)と、君主に対する国家の優位性を認め、専制を否定するのである。上に引用した「天下ヲ知食ルル上ハ、日本國中ハ皆御国也」と比較してみれば、徂徠との君主観の違いは一目瞭然であろう。それでは、天下の人民から統治を委託された君主はどのような統治を行うべきかといえば、それが「仁政」なのである。

9) 例えば、源は蕃山と徂徠の共通点として、(1)道徳の世界から独立した政治の世界の発見、(2)政治における風俗という要素の重視、(3)礼楽の重視、(4)人情の重視、(5)聖人の尊信、ならびに「作事」という観点からの聖人観、(6)仁の二つの意義、(7)「疵物」的人材観を挙げている(源 [1980], 476-9)。

或問。人君の天職は何ぞや。

云。人民の父母たる仁心ありて、仁政を行ふを天職とす。一国の君には、一国の父母たる天命あり。天下の君には、天下の父母たる天命あり。今、人君の諸役を命じ給ふが如し。故に天命常なし、衆の心を得るときは国を得、衆の心を失ふときは国を失ふといへり。衆の心は、仁により、不仁にはなる。(熊澤 [c. 1686-7], 411)

蕃山によれば、君主が人民から信望を得られるかどうかは、仁政が行われるか否かに掛かっている。そして、上に見たように、統治が不仁であれば、委任に対する職務の不履行を以て、その地位を逐われねばならないのである。蕃山は、この行われるべき仁政について、源が指摘するように、「仁政ハ天地生生ノ心ニ随テ行フ処也」(熊澤 [1686], 452)、あるいは、「徳を以て造化を助るは、聖賢の事也。政を以て造化を助くるは人才也」(熊澤 [1690], 68)と、「天地生々の心にしたいが、天地の造化を助けること」(源 [1980], 462)であり、理想的な統治の在り方について、次のようにいう。

順にするは治るよりも大也。よく其性を尽し、人の性を尽し、物の性を尽し、天地の化育を助て人物各其生をとげ、其所を得、無為にして無事なるを順といへり。井ほりて水のみ、耕して食す。帝徳何か有といへるは順の至也。政を以て民を養ふといへ共民これをしらず(熊澤 [1690], 2)

「小鮮をいろはずして、煮るがごとく、政刑のこざかしき事なく、徳をおさめて、いつともなく人心を正しくし風俗を美しくする」(熊澤 [1672], 206)ともいっているように、統治者が人民の生活に政策や刑罰をもって積極的に介入し統制するのではなく、人民が統治の存在に気付かないような形で、それぞれの職分に応じ

て(「其所を得」)、その自然的な秩序を守り、平穩無事に生活が営めるようにすることが、蕃山は理想的な統治であると考えたのである。それ故に、武士が農民を圧迫することは、農民より委託されて統治する武士の職分に反しており、農民の隷従と困窮は、武士を増長させ、農民がその職分を全うさせることを妨げるものであった。ここから、武士土着論の前提として論じられた、過重な貢租負担によって武士が農民の生活に深刻な悪影響を及ぼすことへの批判や、兵農分離以降の武士に対する隷従からの解放、経済的困窮の救済による農民の自立の主張も出てくると言える。

このように、蕃山は君主の国家に対する絶対性や武士の恣意的な支配や制度による統制を批判し、むしろ、君主や武士といった統治者が国家や人民に奉仕し、各職分の自立を尊重するように求めたのである。ここから、將軍専制や幕府集権、あるいは藩主専制は、天下国家の私物化とされ、武士による農民への圧迫は、職分からの逸脱とされて批判された。そして、蕃山は、貨幣経済の増長がこの自然的な職分秩序の紊乱であると見て、自然経済への復帰を唱えたのであった。

これに対して、徂徠は既に見たように、將軍権力の絶対性を認めるとともに、社会全体に対する統制(碁盤ノ目ヲ盛ル、国ノ締リ)を説いたのであるが、それは社会秩序の自然性を否定し、「主体的人間によって作為さるべきもの」(丸山 [1952], 228)とした秩序観によるものであり、「先王の道を断固として行うためには、將軍は自己の権力の絶対性を自覚していなければならぬ」(日野 [2004], 129)という、制度を作為する主体としての君主観に立つものであった。そして、自然経済への復帰は、制度を作為し秩序を確立するための統制として意図されたのである。

蕃山の社会観は、丸山の指摘するように、朱子学と同じく自然的秩序を説くものであった

が、朱子学が既存の身分秩序を無条件に肯定し絶対化するのに対して、蕃山は、身分秩序の起源を人民の自然的な社会的分業に求めることで、君主や武士の権力の絶対性を否定し、各身分が職分に応じて自立する社会を、その理想とし、現実社会を批判した。徂徠は、道德と政治を分離し、作為的秩序を説くことで、全人民を全体的な政治的有用性の体系に組織し統制することを理想とし、その主体として権力の絶対化を求めるに至ったのであり、「自立」と「統制」という蕃山と徂徠の方向性の相違は、「自然」と「作為」という思惟形式の相違に帰着するように思われる。

VI. おわりに

蕃山の商業批判は、続く徂徠や春台と同じく、自然経済に基づく社会制度と貨幣経済の矛盾の認識と、自然経済への脱却を言うものであったが、源了圓が指摘しているように、それを経済問題としてだけではなく、そのよって出たところの幕府の中央集権政策に対する批判から出発して、経済問題を解決しようとした点に、その特色を持っており（源〔1980〕, 499）、参勤交代の緩和や兵農分離批判については、上に見た通りである。それを可能にしたのは、第一に「富有は天下の為の富有なり」（熊澤〔c. 1686-7〕）という理念と武士に限定せず社会全体の相互連関を視野に入れた「マクロ的社会把握の視角」（川口〔1992〕, 35）があったこと、第二に清朝の侵攻に対する危機意識と国防体制の確立という問題意識を有していたことが挙げられるだろう。

第一の点については既に論じたように、大名、武士、農民の困窮が相互に関連して「惣詰り」、全体的困窮に陥っていることを蕃山は看取しており、参勤交代制の緩和、武士土着、貢租負担軽減を一体として論じた。源が蕃山の民本主義的性格を示すものとして引用した『外書』の文

章¹⁰⁾も、むしろこのような意味においても理解できるだろう。

第二の点についてであるが、『或問』に「北狄の備ながら、諸人の困窮くつろぎゆたかなる政は何ぞや」（熊澤〔c. 1686-7〕, 425）という問いを立てているように、蕃山は当時中国統一を達成した清朝が日本に侵略の手を伸ばすのではという危機意識を強く持っていた。しかし、蕃山によれば、当時の日本は外寇に耐え得るような状態ではなかった。諸大名は困窮し、兵糧の確保も難しい状態であり、武士もまた困窮し、都市生活の中で奢侈に泥み弱体化しており、農民も収奪強化の中で、陣夫役を負担できるような状態ではなかった。そして、このような状態を惹起したもののこそ、参勤交代や兵農分離という幕府の集権的政策であったのである（425-7, 439-43）。ナカイは、蕃山における武士土着の武士の自立回復としての側面を認め、その意義を主に精神的崩壊の阻止に求めているが（ナカイ〔1994〕, 306-7）、むしろ、大名・武士・農民の自立によって、軍役に対する経済的基盤を確保し、国防体制を確立することが目的だったと思われる。

折原は、蕃山は武士の農業従事を唱えながら、商業・工業への従事を言わなかったことが、その限界であるというが（折原〔1995〕, 90）、その議論は、少なくとも以上の観点から言えば、成立しないのではなかろうかと思われる。つまり、「少しづつの手作りすれば」という武士の

10) 「国の剥は民より初る。民の困窮は、これ国の剥する始也。（中略）此故に世中奢時は、民下に剥せらる。其次には士剥せられ、其次には公侯剥せらる。如此なる時は天下に災害多して、終に君も剥するに至て、乱世となる物なり。今の武士民につよく取事を好てやはらか成をそしり、民の剥せらるる次には、己が身に及ぶ事を不知。民の剥は世間の奢によって取からされ、公侯大夫の剥は、国主郡主より初て武士たる者すりきりて行つまる也。かかれは運氣変じ天命あらたまるものなり。」（熊澤〔c. 1679〕, 123-4）

自給自足を論じる一文を引いて、蕃山は武士の農業従事による生産力増大を期待しており、それは、生産力増大による武士の窮乏からの救済を論ずる、後の重商主義的議論と通じる発想であって、それを持ちながら農兵論にとどまったことを限界であると言うのであるが(89)、果たして蕃山がそのような期待を抱いていたと言えるかどうかということが問題である。蕃山は、上にも引用したように、武士が土着すれば、「軍役は民をつれて出る事なれば、常に人を多くはかかへ置ず。二ッ成にても三ッ成にても足るべし。(中略)子々孫々に至りては、士共に作人となりて、十一の貢に帰すべし」(熊澤〔c. 1686-7〕, 440)と述べており、ここで論じられているのは、経費削減による貢租負担の削減であり、武士が農民と共に農業に従事することになることは、その結論であって、生産力増大というような積極的意義を見出すことは難しく、軍事的側面、特に兵糧の確保の点からすれば、武士の商業や工業への従事という発想が出てくるとはとても思われないのである。蕃山には生産力増大による武士の困窮からの救済という発想は見えず、萌芽的に徂徠にも見られるが、春台の富国論まで待たねばならないと言うべきだろう。

蕃山の商業批判における直接的な問題意識は、社会全体の困窮と軍事問題に向けられていたが、その両者はともに職分的な社会秩序の機能不全であった。兵農分離や参勤交代制という幕府や藩の集権政策に端を発する、本来「農をたすくるもの」(熊澤〔c. 1672〕, 147)である商業の肥大化が、武士の困窮を通じて、社会秩序の根本である農民を困窮させるに至り、また、武士の軍人としての職分を危うくさせたのである。蕃山の商業批判は、このような危機に対する、武士と農民の自立の回復を求めるものであった。そして、ここにこそ蕃山の独自性があると思われるのである。

参考文献

一次文献

- 荻生徂徠〔c. 1726〕『政談』, 吉川幸次郎・丸山眞男・西田太一郎・辻達也校注〔1973〕『日本思想大系』36「荻生徂徠」, 岩波書店。
- 熊澤蕃山〔1672〕『集義和書』, 後藤陽一・友枝龍太郎校注〔1971〕『日本思想大系』30「熊澤蕃山」, 岩波書店。
- 〔c. 1679〕『集義外書』, 正宗敦夫編纂〔1940〕『蕃山全集』第二冊, 蕃山全集刊行會。
- 〔1686〕『繁辞上伝』, 正宗敦夫編纂〔1940〕『蕃山全集』第四冊, 蕃山全集刊行會。
- 〔c. 1686-7〕『大学或問』, 後藤陽一・友枝龍太郎校注〔1971〕『日本思想大系』30「熊澤蕃山」, 岩波書店。
- 〔1690〕『孝經小解』, 正宗敦夫編纂〔1940〕『蕃山全集』第二冊, 蕃山全集刊行會。
- 〔1690〕『孝經外伝或問』, 正宗敦夫編纂〔1940〕『蕃山全集』第二冊, 蕃山全集刊行會。
- 〔不明〕『呈池田侍従書』, 正宗敦夫編纂〔1940〕『蕃山全集』第六冊, 蕃山全集刊行會。

二次文献

- 大石慎三郎〔1961〕『享保改革の経済政策』, 御茶の水書房。
- 折原裕〔1995〕「江戸期における農兵論の系譜—熊沢蕃山と荻生徂徠—」『敬愛大学研究論集』47。
- 川口浩〔1992〕『江戸時代の経済思想—「経済主体」の生成—』, 勁草書房。
- 衣笠安喜〔1976〕『近世儒学思想の研究』, 法政大学出版局。
- 佐々木潤之介〔1974〕『大名と百姓』, 『日本の歴史』15, 中公文庫。
- 澤大洋〔1998〕「熊澤蕃山における近代的政治経済思想の発生：近代日本の近代的政治思想の発展の一研究」『東海大学紀要政治経済学部』30。
- 高埜利彦〔1994〕「一八世紀前半の日本—泰平のなかの転換」『岩波講座日本歴史』13, 岩波書店。
- 辻達也〔1963〕『享保改革の研究』, 創文社。
- 〔1974〕『江戸開府』, 『日本の歴史』13, 中公文庫。
- ナカイ, K・W〔1994〕「武士土着論の系譜」『岩波講座日本歴史』13, 岩波書店。
- 中村孝也〔1927〕『元禄及び享保時代における経済思想の研究』, 國民文化研究會。

速水融・宮本又郎〔1988〕「概説 一七～一八世紀」,
速水融・宮本又郎編集『日本経済史』1, 岩波書店。
日野龍夫〔2004〕『江戸人とユートピア』, 岩波現代文庫。
平石直昭〔1984〕『荻生徂徠年譜考』, 平凡社。
尾藤正英〔1961〕『日本封建思想史研究』, 青木書店。
松浦玲〔1973〕「文明の衝突と儒者の立場—日本における
儒教型理想主義の終焉 (三)—」『思想』第592号,
岩波書店。

丸山眞男〔1952〕『日本政治思想史研究』, 東京大学出版会。
丸山雍成〔2007〕『参勤交代』, 吉川弘文館。
源了圓〔1980〕『近世初期実学思想の研究』, 創文社。
宮崎道生〔1990〕『熊澤蕃山の研究』, 思文閣出版。
吉田俊純〔2005〕『熊沢蕃山 その生涯と思想』, 吉川弘文館。